

「公開します 市政情報 保護します 個人情報」ご利用ください

議会を傍聴しましょう
平成20年第2回福生市議
会定例会は、6月3日(火)
20日(金)の予定です。新庁舎
での初めての議会です。新庁舎
で、ぜひご来場ください。

納税推進強化

納税推進強化
5月18日(日)午前9時
午後4時
場所 市役所1階
うっかり忘れも防げる！納
税は便利な「口座振替」で



5月18日(日)午前9時
午後4時
場所 市役所1階
うっかり忘れも防げる！納
税は便利な「口座振替」で

【手続きは】

納税通知書に同封の口座
振替依頼書または市役所、
市内金融機関でお申し込み
ください。手続きには預金
の登録印が必要です。

5月18日(日)午前9時
午後4時

納税推進強化月間です

至急納めてください！平成
19年度の税

滞金が課せられます！
うっかり忘れ、通知をよ
く見ていなかった、忙しく

Table with 5 columns: 相談内容, 期日, 時間, 場所, 備考. Includes categories like 人権身の上相談, 登記相談, 法律相談, etc.

※予約開始日が土・日曜、祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

4月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

Table with 4 columns: 測定場所, 熊川1571番地誘導灯付近, 福生市役所屋上, 飛行回数前年同月比.

「人権擁護委員の日」
昭和24年6月1日に人
権擁護委員法が施行され、
「人権擁護委員制度」が誕
生しました。全国人権擁護
委員連合会では、6月1日
を「人権擁護委員の日」と
して、

「行政相談強化週間」
5月19日(月)～25日(日)
毎日の暮らしの中で、国
や東京都などの仕事への苦
情や意見・要望はありませ
んか。そのようなときは、行
政と住民のパイプ役として
総務大臣から委嘱された
「行政相談委員」が相談に
応じています。気軽に利用
ください。相談は無料で、秘
密は守られます。

「行政相談強化週間」
5月19日(月)～25日(日)
毎日の暮らしの中で、国
や東京都などの仕事への苦
情や意見・要望はありませ
んか。そのようなときは、行
政と住民のパイプ役として
総務大臣から委嘱された
「行政相談委員」が相談に
応じています。気軽に利用
ください。相談は無料で、秘
密は守られます。

「聴覚障害者の方へ」広報や市の業務などの問合せは、FAX 552・5150(社会福祉課FAX)をご利用ください。

開始します。毎月16日から
末日の間に申し込んだ場合
は、翌々月からの開始にな
ります。
5月の納税
5月は固定資産税・都市
計画税(第1期)、軽自動車
税の納期です。6月2日(月)
までに納めてください。
口座振替は6月2日(月)に
振り替えますので、残高不
足に注意してください。
※軽自動車税を口座振替さ
れた方への口座振替済通知
書は6月12日(木)に発送の予
定です。

「人権擁護委員」
石川好男氏
中西弘氏
井上悦子氏
相談は無料で、秘密は守
られます。不当な迫害・いじ
め・名誉毀損・差別など人権
でお困りのことがありまし
たら、気軽にご相談くださ
い。相談は、自宅で受け付け
るほか、毎月第一水曜日午
後1時30分～4時30分ま
で、市役所1階第1相談室
で行なっています。

年金だより
◆付加年金をご存知ですか
国民年金には、月々の定額の保険料
に400円(付加保険料)を加えて納付す
ることにより、老齢基礎年金に上乗せ
して給付を受けられる付加年金があり
ます。
付加年金の受給額は200円×付加保
険料納付月数として計算されますの
で、例えば、10か月付加保険料を納付す
ると、200円×10か月=2,000円(年額)が
付加年金として支給されます。
◆学生納付特例、若年者納付猶予制度
20歳以上の方は、学生であっても国
民年金に加入しなければなりません。
学生の方で本人の前年の収入が一定
額以下の場合には、「学生納付特例」の
申請をすることにより保険料の納付が
猶予されます。
また、30歳未満の方で、本人と配偶者
の収入が一定以下の場合には、申請に
より国民年金保険料の納付が猶予され
る「若年者納付猶予制度」があります。
これらの申請を行わず、保険料が
未納のままだと、不慮の事故等により
障害が残ってしまった場合に、障害基
礎年金等を受けることができなくなり
ますのでご注意ください。

「聴覚障害者の方へ」広報や市の業務などの問合せは、FAX 552・5150(社会福祉課FAX)をご利用ください。問合せ 秘書広報課広報広聴係